

防経会第355号
19.1.9
改正 防経会第8380号
19.8.30
改正 防官文(事)第18号
27.10.1

大臣官房長
経理装備局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

財計第11号(19.1.9)に基づく金額の指定について
(通達)

標記について、別紙のとおり指定されたので、下記1及び2に掲げる事項に留意の上、実施されたい。なお、蔵計第2355号(55.9.11)に基づく金額の指定について(防経監第4538号。55.9.18)は、廃止する。

記

- 1 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあっては、特に、最高200万円の手もと保管現金が認められているが、これは、主として、給与の臨時払及び任期制自衛官に対する退職手当の支払が多いことに鑑み認められたものである。別紙第2項に基づき、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が手もと保管金額を指定する場合には、この趣旨を踏まえ、手もと保管金額が過大とならないよう注意すること。
- 2 指定金額は、資金前渡官吏に常時手もと保管させるという意味ではなく、現金を手もと保管し得る最高限度額であるから、手もと保管現金は、必要最少限度にとどめ、現金保管に伴う事故発生のないよう万全を期すこと。

関連文書：財計第11号(19.1.9)

添付書類：別紙

- 1 防衛省本省の内部部局にあつては、50万円
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあつては、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長がそれぞれ200万円の限度額内において部隊又は機関の状況を勘案して指定する金額
- 3 防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁（以下「施設等機関等」という。）にあつては、施設等機関等の長が50万円の限度内において施設等機関等の状況を勘案して指定する金額